

○排水設備工事指定店規則

平成元年12月20日規則第27号

改正

平成8年3月6日規則第7号

平成10年4月1日規則第21号

平成12年3月31日規則第12号

平成19年1月19日規則第3号

平成26年9月9日規則第26号

平成30年1月12日規則第1号

排水設備工事指定店規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業集落排水処理施設条例（平成元年山田町条例第32号）第7条第1項及び山田町下水道条例（平成12年山田町条例第10号）第7条に規定する指定店（以下「排水設備工事指定店」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(適合要件)

第2条 排水設備工事指定店は、次の各号のいずれにも適合していなければならない。

- (1) 岩手県内に排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）を有する者であること。
- (2) 事業所に公益財団法人岩手県下水道公社（以下「下水道公社」という。）の排水設備工事責任技術者に登録されている者（以下「責任技術者」という。）が、1人以上専属していること。
- (3) 申請する日において、前年度の市町村税を完納していること。
- (4) 事業所に排水設備等の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (5) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの
  - イ 第9条の規定により排水設備工事指定店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がある

もの

(申請の手続)

第3条 次条第1項の指定を受けようとする者は、指定を受けようとする4月1日の属する年の2月1日から2月末日まで(以下「申請期間」という。)に排水設備工事指定店新規(継続)指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事経歴書(当該年度を含む過去3年分)
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票記載事項証明書
- (3) 責任技術者を証する書類の写し及び責任技術者の専属を証する書類(以下「排水設備工事責任技術者専属・解任届出書」という。様式第2号)
- (4) 市町村税の納税証明書又は課税が無い旨を証する書類(前年度分)
- (5) 所有設備機材調書及びその写真
- (6) 事業所の従業員名簿
- (7) 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (8) 前条第5号アからエまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書(以下「誓約書」という。様式第3号)
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 排水設備工事指定店が指定期間終了後も引き続いて指定を受けようとするときは、期間満了となる年の2月1日から2月末日までに排水設備工事指定店新規(継続)指定申請書(様式第1号)に前項に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次条第1項ただし書に規定する随時に指定を行う場合の申請期間は、この限りではない。

(排水設備工事指定店の指定)

第4条 排水設備工事指定店の指定は、前条の申請に基づいて町長が適当と認めた者について、毎年4月1日に行うものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、随時これを行うことができる。

2 排水設備工事指定店の指定期間は5年とする。ただし、特別の理由があるときは、町長は、これを短縮することができる。

(指定証の交付)

第5条 町長は、前条の規定により排水設備工事指定店を指定したときは、排水設備工事指定店指定証（以下「指定証」という。様式第4号）を交付する。

2 前条の排水設備工事指定店の指定を受けた者は、指定証を事業所の見やすいところに掲げなければならない。

3 排水設備工事指定店は、指定証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

（変更等の届出）

第6条 排水設備工事指定店は、次の各号のいずれかに変更があったときは、町長に届け出なければならない。

（1） 事業所の名称及び所在地

（2） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（3） 法人にあっては、役員の氏名

（4） 専属の責任技術者の氏名又は責任技術者が下水道公社に登録した登録番号

（5） その他町長に提出又は承認を受けた事項に重要な変更があったとき。

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に、排水設備工事指定店変更届（様式第5号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 前項第2号に掲げる事項の変更の場合法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票記載事項証明書

（2） 前項第3号に掲げる事項の変更の場合誓約書（様式第3号）

（3） 前項第4号に掲げる事項の変更の場合責任技術者を証する書類の写し及び排水設備工事責任技術者専属・解任届出書（様式第2号）

3 排水設備工事指定店は、第2条の指定要件を欠くに至ったとき又は排水設備工事指定店としての事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次の期間までに排水設備工事指定店廃止（休止、再開）届（様式第6号）を町長に届け出なければならない。

（1） 廃止又は休止 30日以内

（2） 再開 10日以内

（施工）

第7条 使用者が排水設備工事（以下「工事」という。）を排水設備工事指定店に依頼した場合の排水設備工事指定店の工事の設計及び施工の範囲は、町が設置する排水施

設に至る排水設備とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、設計及び施工の範囲を変更することができる。

(排水設備工事指定店の義務)

第8条 排水設備工事指定店は、法令、漁業集落排水処理施設条例及び山田町下水道条例並びにこれらの条例に基づく規則（以下「法令等」という。）に従い誠実に工事を施工するものとし、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (2) 排水設備工事指定店の名義を他人に貸与してはならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 工事の設計及び施工は、責任技術者の管理のもとに行うこと。
- (5) 工事の確認には、工事を担当した責任技術者を立会わせなければならない。
- (6) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するように努めること。

(指定の停止又は取消)

第9条 町長は、排水設備工事指定店が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条に規定する指定を一定の期間停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 法令等に基づく規則に違反したとき。
- (2) 町長が行う職務の執行につき、正当な理由がなくこれを拒み、又は妨げたとき。
- (3) 責任技術者及び従業員に不正な行為があったとき。
- (4) 不当に高い工事費を要求し、又は受けとったとき。
- (5) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (6) その他指定することが不相当と認められたとき。

2 前項の規定の適用により排水設備工事指定店に損害を及ぼすことがあっても町はその責めを負わない。

(指定証の返納)

第10条 排水設備工事指定店は、事業を廃止したとき、前条第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は一時停止されたときは、指定証を速やかに町長に返納しなければならない。

(告示)

第11条 町長は、排水設備工事指定店を指定し、又は指定を一定期間停止し、若しくは取り消したときはその都度告示する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月6日規則第7号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日規則第21号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の漁業集落排水処理施設排水設備工事指定店規則第4条第1項の規定により指定された指定店は、この規則の施行の日から平成10年6月30日までの間は、この規則第4条第1項の規定により指定された指定店とみなす。
- 3 平成10年度に限っては、第3条第1項、同条第2項及び第4条第1項の適用については、それぞれ第3条第1項及び同条第2項中「毎年2月1日から2月末日」とあるのは「5月1日から5月31日」と、第4条第1項中「毎年4月1日」とあるのは「7月1日」とする。

附 則 (平成12年3月31日規則第12号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された指定店指定証は、施行後の様式による指定店指定証により交付されたものとみなす。

附 則 (平成19年1月19日規則第3号)

この規則は、平成19年1月19日から施行する。

附 則 (平成26年9月9日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年1月12日規則第1号)

- 1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の排水設備工事指定店規則(以下「旧規

則」という。)第4条第1項の規定により指定された指定店は、この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間は、この規則による改正後の排水設備工事指定店規則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定により指定された指定店とみなす。

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新規則に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条・第6条関係)

様式第3号(第3条・第6条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)